

平成21年 8 月 24日

(略)

神奈川県監査委員	石	田	稔
同	高	岡	香
同	松	田	良昭
同	相	原	高広

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

第1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第2 請求の内容

- 1 請求人から平成21年6月26日付けで提出された請求書の内容（内容は原文のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。）

請求の要旨

請求人は、地方自治法242条1項の規定に基づき、貴監査委員が県知事に対して、「前神奈川県議会議長榎本与助に対し、金149万1,000円およびこれに対する平成21年3月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を、前副議長川上賢治に対し金152万円およびこれに対する平成20年12月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を神奈川県に支払え」との請求をするよう勧告することを求めるものであり、その請求の要旨は下記のとおりである。

記

- (1) はじめに 近年における県議会議長・副議長の海外訪問の状況
 - ア 神奈川県議会議員による海外訪問（視察・調査等の名称のものを含む）に対しては、かねてから、公務上の必要性に乏しく慰労目的の遊興旅行が実態である、多額の費用をかけ海外に出向いて調査しても費用対効果が低い、等の批判がなされてきたところである。
 - イ 県議会議長および副議長による海外訪問は、下記のとおり、ここ数年ほぼ例年実施されてきている。
 - ① 平成16年4月3日～4月8日

- 米国メリーランド州
益田はやお副議長
- ② 平成17年1月24日～1月29日
カナダ オンタリオ州
堀江則之副議長
- ③ 平成18年11月5日～11月9日
マレーシア ペナン州、シンガポール
新井敏二郎副議長
- ④ 平成19年11月4日～11月9日
デンマーク、スウェーデン、ドイツ
松田良昭議長
- ⑤ 平成19年11月25日～11月30日
豪州 ゴールドコースト、シドニー
此村善人副議長
- ⑥ 平成20年11月13日～11月19日
米国 カリフォルニア州、メリーランド州、ワシントンDC
川上賢治副議長
- ⑦ 平成21年1月27日～2月2日
米国 フロリダ州、ネバダ州
榎本与助議長

以上の海外訪問の経費等を一覧にしたものが【事実証明書1】である。

ウ 本監査請求においては、直近1年以内に実施された上記⑥および⑦の海外訪問の費用（⑥の副議長訪問は3,163,120円、⑦の議長訪問は3,994,480円）のうち、自動車借上げ代および通訳料について、県が違法の支出をしたことによる議長及び副議長の不当利得を、同人らに返還請求するよう求めるものである。

その詳細は以下に述べるとおりである。

(2) 自動車借り上げ料の問題点

ア 自動車借上げ料の支出状況

(ア) 上記⑥の海外訪問の日程は、【事実証明書2】中の「副議長訪問日程表」のとおりである。

自動車借上げ料として計68万5,000円の支出がなされた。内訳は、【事実証明書2】中の「神奈川県議会副議長アメリカ・メリーランド州友好訪問現地移動車両借上げ費用見積書」記載のとおりであり、海外訪問の全日程について、空港からホテルへ

の移動、訪問先への移動から「ワシントン市内視察」にいたるまで、借上げ車を使用している。借上げ単価の価格から、運転手付きリムジン車を借り上げたものと推測される。

- (イ) 上記⑦の海外訪問の日程は、【事実証明書6】中の「議長訪問日程」のとおりである。自動車借上げ料として計69万8,000円の支出がなされた。内訳は、【事実証明書6】中の「議長米国訪問現地借上げ車費用見積書」のとおりであり、海外訪問の全日程について借上げ車を使用していること、運転手付きリムジン車を借り上げたものと推測されることは(ア)と同様である。

イ 旅費に関する本県条例の規定内容

「県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」6条の2は、「議長、副議長及び議員が公務のために旅行したときは、費用弁償として別表により算定した額の旅費を支給する」とし、別表は「宿泊費」「食料」「旅行雑費」について規定し「この表に掲げるもののほか、必要な旅費は、県職員の例（県職員の例により難しいときは、別に定めるところ）により計算する」と規定する。

したがって、上記自動車借上げ料については、県職員の例、すなわち「職員の旅費に関する条例」によることとなる。同条例は6条に旅費の定めをおき、「車賃は、陸路（鉄道を除く）旅行について、路程に応じ実費額により支給する」と規定するとともに、同7条は、「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難しい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する」と定める。

ウ 本件自動車借り上げ料支出の条例違反

- (ア) リムジン車の借上げによる移動が、「最も経済的な通常の経路」にあたらぬことは明らかである。鉄道・バス・地下鉄等の公共交通機関を利用するか、タクシーを利用するほうが「経済的」である。

- (イ) 次に、リムジン車の借上げによるべき「公務上の必要性」があるといえるかであるが、この点についての先例として、岡山地裁08年3月13日判決および（その控訴審である）広島高裁岡山支部09年2月26日判決がある。

これは岡山県議会議員2名（および随行職員1名）によるド

イツ・スウェーデン・デンマーク視察旅行（05年8月15日～24日）に関する事案で、現地での移動が専用車両（借上げリムジン）によってなされたことが「公務上の必要性」ありといえるかが争点とされた。（岡山県議会議員の旅行費用について、岡山県条例は「国家公務員等の旅費に関する法律（以下、「旅費法」という。を準用しており、旅費法7条は、上掲神奈川県条例と同文言の規定となっている。）

地裁・高裁判決とも、被告県知事側の、①岡山県民の代表である県議会議員が、不案内な土地で、犯罪等の不測の事故に遭遇することを避けるためには、専用車の使用により安全性を確保することが重要であり、また、強く要請される、②視察先に対して県議会議員としての品位を保持する必要がある、③複数の施設、ホテル及び空港等を効率よく利用するためには、公共交通機関よりも専用車が適している、④各視察先等の情報収集を効果的に行うためには、現地事情に通じた運転手付き専用車を使用することが視察目的達成のために友好である等の主張を排斥し、「専用車借上げ」をするだけの「公務上の必要性」を認めず、タクシー又は列車を利用すれば足りるとし、その差額（1人当たり約25万円）は議員の不当利得であると判示した。

本県の議長・副議長訪問においても、専用リムジンを使用する「公務上の必要性」は存しない。

(ウ) 議員の公務による海外旅行には、日当（⑥の副議長訪問については日額9,400円、⑦の議長訪問については日額7,900円）が支払われている【事実証明書4,8】。（「県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」により議員に準用される「職員の旅費に関する条例」の6条1項、6項、14項、32条）。神奈川県では議員・職員の公務旅行に対しての日当支給を海外への出張に限定している（前掲各条）。

そもそも、旅費法にいう「日当」とは、「旅行中の昼食費及びこれに伴う諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を賄うための旅費」と説明され（碓井光明『政府経費法精義』信山社2008年、250頁）、県条例における「日当」も同趣旨と解される。

現に、2004年11月に神奈川県議会の会派「県政21・県民の会」の3議員による海外事情調査（英国訪問）では、専用車借上料の支出はなく、また地域内での訪問先移動に要したであろうバ

ス・タクシー代等も別に経費として計上されておらず【事実証明書10】、これらは「日当」で賄われたと推察される。

このように、市内観光（市内視察）や地域内での訪問先の移動に要するタクシー代等は、「日当」で賄うのが本来の運用である。

(3) 通訳料支出の問題点

ア 通訳料については、【事実証明書3】および【事実証明書7】のとおり、⑥の副議長訪問では計83万5,000円、⑦の議長訪問では計85万3,000円が支出されている。いずれも、空港－ホテル間の移動しか行っていない日や市内観光を含め現地滞在の全日程について一般通訳ないし専門通訳を雇っている。

イ ⑥の副議長訪問についてみると、公務上通訳が必要と思われるのは、11月17日のメリーランド州議会表敬訪問程度であるが、神奈川県は2005年8月に現地駐在員事務所をメリーランド州に設置し、現地駐在員を駐在させているのであるから、駐在員が通訳を行えば足りるのであって、別途通訳を雇う必要性は見あたらない（【事実証明書5「海外出張報告書」】によればメリーランド州務副長官への表敬訪問・上院議員表敬訪問の際、大木駐在員が同席している）。

ウ また、⑦の議長訪問については公務上通訳が必要と思われる日程は、1月28日の南フロリダ水管理局訪問および1月30日の南ネバダ水道局訪問程度である。それぞれ一般通訳を3時間ずつ雇用すれば足りるものであり、料金は合計6万円を超えるものではない。従って、85万3,000円と6万円の差額にあたる79万3,000円に相当する「通訳」サービスは公務上の必要性を欠く違法の支出である。

(4) 結論ならびに監査方法に関する要望

ア 以上のとおり、上記の自動車借上げ料および通訳料を県が支払ったことにより議長が受けたサービスの大部分と副議長が受けたサービスの全部は、公務に不必要な過剰なサービスであり、その受益は法律・条例上の根拠を欠くものであって不当利得であり、議長・副議長は県に対し不当利得返還義務を負うものである。

よって、請求人は、監査委員が上記の勧告をされるよう請求する次第である。

イ 併せて、地方自治法252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

本件監査請求は、県議会議員が公務として行った海外訪問につい

ての不当利得を理由とするものであるところ、議会選出の松田良昭監査委員および相原高広監査委員にとっては「従事する業務に直接利害関係のある事件」であり、両監査委員は地方自治法199条の2により除斥されるべきである（単に議会選出ということにとどまらず、監査委員の役職と、県議会議長・副議長の役職は、数年の間に両職を経験するケースが多いという関係にある。すなわち、ここ数年の議会選出の監査委員についてみると、平成18年度の桐生忠一監査委員は平成15年度の議長、同川上賢治監査委員は平成20年度の副議長、平成19年度の牧島功監査委員は平成17年度の議長、同益田はやお監査委員は平成15年度の副議長、平成20年度の松田良昭監査委員は平成19年度の議長、平成21年度の新堀典彦監査委員は平成16年度の議長である）。両監査委員の除斥により4名中2名の監査委員が欠ける状態での監査では十分な監査を期待しえないから、地方自治法252条の43第1項の個別外部監査契約による監査をすべき特段の必要性がある。

2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

3 請求人から提出された事実を証する書面

事実証明書1 神奈川県議会議長・副議長海外訪問経費一覧（過去5年間実施分）

事実証明書2 - 1～2 アメリカ・メリーランド州等への副議長訪問に係る自動車借上げ代について（伺い）

事実証明書3 - 1～2 アメリカ・メリーランド州等への副議長訪問に係る通訳料について（伺い）

事実証明書4 - 1～2 神奈川県議会副議長アメリカ・メリーランド州訪問旅費（伺い）

事実証明書5 海外出張報告書

事実証明書6 - 1～2 神奈川県議会議長のアメリカ合衆国訪問に係る自動車借上げ代について（伺い）

事実証明書7 - 1～2 神奈川県議会議長のアメリカ合衆国訪問に係る通訳料について（伺い）

事実証明書8 - 1～2 神奈川県議会議長のアメリカ合衆国（フロリダ州・ネバダ州）訪問旅費（伺い）

事実証明書 9 神奈川県議会議長海外訪問報告書

事実証明書10 県政21・県民の会の旅費明細

第3 請求の受理

本件監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成21年6月26日付けで受理した。

第4 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、本件請求は、県議会議員が公務として行った海外訪問についての不当利得を理由とするものであるところ、議会選出の松田良昭監査委員および相原高広監査委員にとっては従事する業務に直接利害関係のある事件であり、両監査委員は自治法199条の2により除斥されるべきである（単に議会選出ということにとどまらず、監査委員の役職と、県議会議長・副議長の役職は、数年の間に両職を経験するケースが多いという関係にある。）と主張し、両監査委員の除斥により4名中2名の監査委員が欠ける状態での監査では十分な監査を期待しえないから、自治法252条の43第1項の個別外部監査契約による監査をすべき特段の必要性があると主張している。

しかし、自治法第199条の2における直接の利害関係とは、利害が間接的なもの又は反射的なものではないことを意味し（逐条地方自治法（学陽書房））、同じ県議会議員であることや、県議会議長・副議長の経験者が監査委員に就任するケースが多いことをもって直接の利害関係があるとは言えず、監査委員は除斥されないことから、請求人の主張は理由がない。

したがって、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められないものである。

第5 監査の実施

1 監査対象事項

神奈川県知事（以下「知事」という。）が、自動車借上げ料及び通訳料を支出したことが、自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に当たるか否かについて監査対象事項とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述

の機会を与えた。

(1) 証拠の提出

請求人から、次の証拠が提出された。

事実証明書11 岡山地方裁判所平成18年（行ウ）第12号 不当利得返還等請求事件 判決文

事実証明書12 広島高等裁判所平成20年（行コ）第2号 不当利得返還等請求控訴事件 判決文

事実証明書13 副議長訪問についての「もっとも経済的な通常の経路」に要する交通費

(2) 陳述

請求人（略）、（略）及び（略）は、平成21年7月17日に陳述を行った。

陳述の要旨は、次のとおりであった。

ア 本件の海外訪問のための経費の支出が、全体として不当であるということではない。問題点の一点目は、現地での移動のために運転手付きの高級乗用車を終始借上げていることである。県条例の解釈、適用の問題として違法と言えるほどのものではないか。問題点の二点目は、全日程において通訳を付けており、さらに相手方と会話をする場面で一般の通訳とは別に、単価が倍以上となる専門通訳を雇っている点である。また、副議長の訪問先の一つがメリーランド州だが、そこには県の職員が常駐しており、始終立ち会いもしているので、通訳はその職員が行えば良いと考える。

イ 副議長の訪問の際に最も経済的な通常の経路に要する交通費を、旅行社に依頼して算出してもらったところ、随行職員と2人で計算して、約320ドルから330ドルとなる。

一方で、7日間の日程であることから、日当は2人で136,000円ということになり、そのうち交通費に2人分で33,000円位を使っても、日当の中で賄うことは十分可能である。

ウ 県政21・県民の会が、2004年11月に実施したロンドンへの県政調査において、移動は全て公共交通機関を用いており、車の借上げは行っていない。空港－ホテルの往復やワシントン市内観光まで借上げ車両を使用することは、贅沢すぎると感じる。

また、通訳のほうも県政調査の際には全体で3万円で済んでいる。

専用車の借上げや現地での通訳の雇い上げといった、従来通りの方法で経費支出を行った議長、副議長の海外訪問は、財政難への危機感に欠けて、議長、副議長の特権が前面に出たものであると考え

る。

3 監査対象箇所への調査

本件請求に関し、監査対象箇所として、議会局総務課を選定し、職員調査を実施した。

第6 監査の結果

1 認定した事実

請求人から提出された神奈川県職員措置請求書、事実証明書1から事実証明書13までの証拠、監査対象箇所への調査の結果に基づき、本件請求に係る事実を次のとおり認定した。

(1) 海外訪問に係る事務手続について

県議会議長及び副議長の海外訪問の実施については、当該訪問の目的、訪問先、訪問者、派遣期間、日程について神奈川県議会議会局事務決裁規程（昭和58年3月22日議会訓令第3号）第7条に基づき議長の決裁を得て決定している。

自動車借上げに係る支出の原因となるべき支出負担行為については、「使用料及び賃借料」から、神奈川県財務規則（昭和29年2月1日規則第5号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、議会局総務課副課長が課長の代決による決裁を得ることにより行っている。また、通訳に係る支出負担行為については「役務費」から規則第17条の規定に基づき議会局総務課副課長が課長の代決による決裁を得ることにより行っている。

なお、自動車借上げに当たっては、セダン又はバンを指定して契約している。

また、自動車借上げ及び通訳に関する契約については、「宿泊・航空券等の手配を行った業者に発注することが、業務を円滑に遂行するうえでも有利である」という理由により、神奈川県財務規則の運用について（昭和39年12月1日39財第228号39審第210号 総務部長、出納長）第50条の2第3項に基づき一者随意契約を締結している。

(2) 自動車借上げの根拠規定について

ア 議会局総務課の説明

議会局総務課によれば、本件自動車借上げは予算上の節である「旅費」の車賃ではなく、「使用料及び賃借料」から支出しており、そもそも旅費条例第7条第1項の適用はないとしている。

イ 旅費に関する関係規定

自動車借上げについては以下の規定がある。

県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年10月1日条例第41号）第6条の2によれば、「議長、副議長及び議員が公務のために旅行したときは、費用弁償として別表により算定した額の旅費を支給する。」としており、また、別表（第6条の2関係）備考は、「この表に掲げるもののほか、必要な旅費は、県職員の例（県職員の例により難いときは、別に定めるところ）により計算する。」としている。

県職員の例によれば、職員の旅費に関する条例（昭和31年7月12日条例第26号。以下「旅費条例」という。）第7条第1項は、「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。」としている。

さらに、職員の旅費支給規程（昭和47年4月1日訓令第12号。以下「旅費規程」という。）第3条は、「条例第7条第1項ただし書に規定する公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行しがたい場合には、旅行命令権者は、必要に応じて航空機又は道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条各号に掲げる旅客自動車運送事業の用に供する自動車（借上げに係るものを含む。以下「借上自動車」という。）等の利用を認めることができる。」としている。

(3) 自動車借上げの必要性について

議会局総務課によれば、以下の理由により議会を代表する議長又は副議長の訪問に当たっては、自動車の借上げが必要であるとしている。

議長は自治法第104条において「議会の事務を統理し、議会を代表する」。また自治法第101条第2項の規定による「知事に対し臨時会の招集を請求する」等の職務権限を有している。副議長は自治法第106条により「議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う」とされている。

これらの特別な職責を果たす上で、公務出張の際には、緊急事態への機動的な対応や安全性の確保が必要であるとともに、議会を代表する者としての体面や品位の保持が必要である。このため、国内においては議長専用車及び副議長専用車を運用している。

こうした事情は海外訪問においても全く同様であり、旅行中の突発

的な事件、事故に遭遇した場合への柔軟な対応、国内事情による緊急帰国の必要が生じた場合への対処、訪問先への体面の保持等の観点から、陸路の移動手段としては、原則として専用車を確保することとしており、本件訪問においても自動車を借上げている。

また、①本件訪問のように、必ずしも交通至便とはいえない訪問先もある中で、鉄道、バス等公共交通機関やタクシーの利用と異なり、乗り換えや時間待ちもない効率的な旅程を組むことができること、②議長又は副議長と随行職員及び通訳は同一行動をとる必要があるが、一団でまとまった行動や荷物の収容が可能となるだけの一定の大きさの車両を予め確保することができること、等の面からも借上げ車が必要である。

(4) 通訳の必要性について

議会局総務課によれば、公務日程に基づく職務を遂行するためには、ガイドを兼ねた一般通訳とは別に、ほとんど同時に通訳が可能な専門通訳を同行させることが必要不可欠であり、一般通訳及び専門通訳の具体的な必要性についてはそれぞれ次のとおりとしている。

① 一般通訳の必要性

海外での日常会話が不慣れな議長、副議長及び随行職員が、職務を円滑に遂行するとともに、緊急時等の突発的な事態に対し、日程変更などに柔軟に対応するためには、地理、現地事情及び諸手続に精通した一般通訳が外出中同行することが必要である。

② 専門通訳の必要性

県議会の代表者という要職にある議長及び副議長が州議会や水管理局などを訪問し、相手との的確な意思疎通を図るためには、各訪問先に係る専門用語にも対応できる等、高度の技能を有する専門通訳の同行が必要である。

(5) 駐在員が通訳をすることについて

議会局総務課によれば、メリーランド州議会の訪問に当たっては、海外駐在員が訪問先と事前調整を行ったことから同席したとしている。

海外駐在員は商工労働部産業活性課に所属しており、メリーランド州のほか、シンガポール及びロンドンの各地に派遣されている。

海外駐在員業務等取扱い指針（産業活性課長決裁）によれば駐在員の業務として外国企業等誘致プロモーション活動、ビジネス交流会等の企画・実施、企業等の現地活動への支援等は規定されているが、通訳の業務は規定されていない。現にメリーランド州の駐在員は、通訳

としての訓練は受けておらず、通訳に関する資格も持っていない。

2 判断の理由

認定した事実から、本件請求を棄却した判断の理由は次のとおりである。

本件請求は、自動車借上げ料及び通訳料を支出したことが、違法であることから、知事が前神奈川県議会議長に対して149万1,000円の損害及びこれに対する平成21年3月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を、前副議長に対して152万円及びこれに対する平成20年12月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を神奈川県に支払うとの請求をすることについて求めているものと認められる。

そこで、次の3項目について判断を行った。

(1) 自動車の借上げ料支出について

ア 自動車借上げの根拠規定について

借上げた自動車による移動は、「使用料及び賃借料」により支出した場合であっても、本件の旅行の一部をなすものであり、車賃と同等のものである。

自動車の借上げについては、旅費条例第7条及び旅費規程第3条により、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合に認められるものである。したがって、旅費条例及び旅費規程に規定する、公務上の必要の有無について判断する必要がある。

イ 自動車借上げに係る「公務上の必要」について

議長、副議長としての特別な職責を果たす上で、突発的な事件、事故に遭遇した場合への柔軟な対応、緊急帰国の必要が生じた場合への対処、安全性の確保及び訪問先への体面の保持、さらには効率的な旅程を組む必要性等を総合的に判断すると、本件海外訪問に当たり自動車借上げ料を支出したことは、公務上の必要があり、違法又は不当な公金の支出とは認められない。

(2) 通訳料支出について

ア 一般通訳の必要性について

海外での日常会話が不慣れな議長、副議長及び随行職員が、職務の円滑な遂行の必要性や、突発的な事態への対応の必要性から、地理や諸手続に精通した一般通訳が外出中に同行することは必要であると認められる。

イ 専門通訳の必要性について

州議会や水管理局などの訪問先で、相手との的確な意思疎通を図るためには、専門用語にも対応できる等、高度の技能を有する専門通訳の同行は必要であると認められる。

ウ 駐在員が通訳することについて

駐在員は外国企業等誘致などの業務を担うために派遣されており、通訳としての訓練も受けていないこと等から、本件訪問に当たっては、通訳の役割を担わせるべきであるとする請求人の主張には理由がないと認められる。

したがって、通訳料を支出したことは、違法又は不当な公金の支出とは認められない。

(3) 不当利得について

民法（明治29年4月27日法律第89号）第703条では「法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。」としている。

本件において「法律上の原因なく」とは、自動車借上げ料及び通訳料の支出負担行為に係る手続が無効や取消しなどにより存在しなかった場合が該当する。

自動車借上げ料及び通訳料の支出負担行為は違法又は不当とは認められず、法律関係に基づく手続は有効である。したがって「法律上の原因なく」とは言えないことから、不当利得には当たらない。

3 結論

以上のことから、請求人が知事に、前神奈川県議会議長に対して149万1,000円の損害及びこれに対する平成21年3月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を、前副議長に対し152万円及びこれに対する平成20年12月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を神奈川県に支払うとの請求をすることを求めることは理由がない。

4 意見

本件請求に関連して次のとおり知事に要望する。

本件自動車借上げ及び通訳に係る執行に当たり、航空券等の手配を行った業者と同一の者と契約することが業務を円滑に遂行する上でも有利であるという理由で一者随意契約を行っているが、経済性、公平性を確保するため、航空券等の手配及び自動車借上げ並びに通訳の手配を一括

して複数の業者から見積書を徴する等、執行方法について検討されたい。